

発議案第 12 号

企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 25 日 提出

提出者	南部町議会議員	真壁	容子
	同	加藤	学
	同	井原	啓明

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書（案）

一昨年、自民党の政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていなかったいわゆる“裏金問題”が明らかになり、国民に大きな政治不信を抱かせた。

10月の衆議院選挙では、非公認となった候補者にも政党助成金から2,000万円が支給されたことが明らかになり、選挙結果は政党と政治家の金権腐敗に厳しい審判を下した。

12月10日から衆議院政治改革特別委員会で「政治資金改正法」の再改正に向けての議論が始まっている。今度こそ真に有効な再発防止策がまとまるのか多くの国民が注視している。

これらの問題の根本には、裏金の原資となった政治資金パーティーをはじめとする企業・団体からの政治献金がある。この全面禁止こそ有効な再発防止策だ。

企業・団体献金は、政治・政策決定がゆがめられる恐れがあるため、政治資金規正法改正により政治家個人への企業・団体献金が禁止され、政治家の資金管理団体への献金も禁止されたが、政党本部・支部への献金は認められており、その全面禁止こそ求められている。

企業・団体献金の禁止は国民多数の世論であり、世界の多くの国でも政党への企業献金を禁止している。よって、企業・団体からの政治献金を全面禁止とする法整備を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長